

# 新興国における特許情報普及を目指して —WIPO ジャパン・ファンド事業「特許情報の普及及び効果的 活用に関するリージョナルワークショップ」のご紹介—

Strategies to make the patent information more accessible in emerging countries  
- Introduction of “Regional Workshop on Dissemination and Effective Utilization of Patent Information” -

特許庁 総務部総務課特許情報室特許情報企画調査班長

川上 佳

平成 15 年特許庁入庁、平成 19 年審査官、平成 28 年 1 月より現職。

## 1 はじめに

特許情報に対する我が国ユーザーのニーズは高度化、多様化しており、特に、企業活動のグローバル化が進む中、海外の特許情報を求めるユーザーは急速に増えてきている。

こうしたユーザーニーズに応えるべく、日本国特許庁（JPO）は海外庁の特許情報入手のための施策を進めてきた。例えば、五大特許庁（IP5）の一員として、2013 年に IP5 特許情報ポリシーに合意し、無償もしくはマージナルコスト<sup>1</sup>で特許情報を広く普及させるとの原則に従い、公報情報や引用文献情報等のデータを IP5 間で交換、活用しており、また、民間事業者を含む第三者へもこれら交換データの提供を行っているところである。

また、高まる新興国特許情報に対するニーズへの対応として、ASEAN 諸国と二庁間データ交換の交渉を進め、2015 年のシンガポール及びフィリピンとのデータ交換合意を皮切りに、これまでにマレーシアを除く ASEAN6 の 5 庁とデータ交換に合意している（図 1 参照）。合意によって入手したデータについては、外国特許情報サービス（FOPISE）<sup>2</sup>で一般ユーザーに提供している。

JPO 自身による海外特許情報の検索環境の提供だけでなく、海外の特許情報に直接アクセスする方法をユー

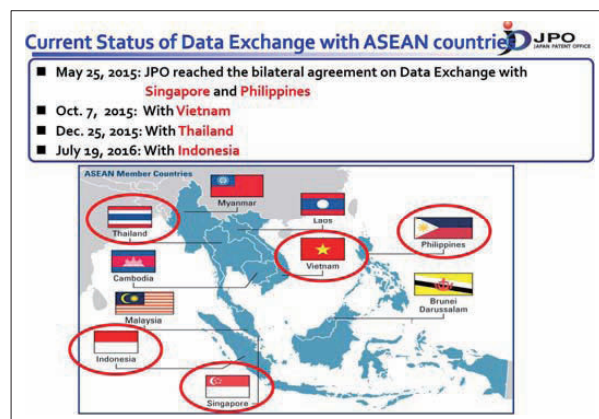


図 1 ASEAN 知財庁と JPO とのデータ交換合意状況

ザーに周知する検討も進めており、平成 28 年度調査事業「高度な特許情報サービスの普及活用に関する調査」では、海外庁が提供するデータベースの利用方法を法域及び利用目的に応じて整理し、提供している<sup>3</sup>。

このように、JPO は海外の特許情報へのアクセシビリティを向上させる直接的な取組を進める一方で、特に新興国における特許情報の普及活用に関して、また違ったアプローチにも取り組んでいるところである。本稿では、その取組として「特許情報の普及及び効果的活用に関するリージョナルワークショップ」（以下、「ワークショップ」）について紹介したい。

## 2 ワークショップ開催の背景とねらい

先に述べたとおり、JPO と ASEAN をはじめとした

1 データそのものの利用料は無償とし、データ提供に関わる費用（媒体作成費用等）のみを徴収する、という考え方。

2 <https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/>

3 [https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/h28\\_kaigai\\_jouhou\\_access.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/h28_kaigai_jouhou_access.htm)

新興国とのデータ交換は着実に進んでいるところであるが、新興国各庁と保有データの詳細について議論をすると、データの欠損はもちろんのこと、公報に請求項が記載されておらず抄録のみであったり、テキストデータが存在せずイメージデータのみである、というデータの整備が十分でない状況を目の当たりにする。こうした状況に対し、JPO は、WIPO ジャパン・ファンド<sup>4</sup> を活用し、新興国各庁業務の電子化やデータ修正・整備業務に協力している。成果はあらわれてきているものの、まだまだ道半ばであり今後もこういったデータ整備業務を継続する必要がある。

また、新興国知財庁が保有するデータの活用については、直近では ASEAN 主導の特許文献データベースである「ASEAN PatentScope<sup>5</sup>」がリリースされる等、データのオープン化の動きはあるが、未だ各種公報を有償で外部提供している庁も多く、それ故、知財庁発行のデータの利用にあたっては、民間事業者を含む第三者が自由に利用できない、というのがほとんどである。

このようなデータ整備、データのオープン化などの特許情報に関わる課題は、新興国知財庁の施策とも大きく関わる部分であり、知財庁自身が特許情報の重要性を認識し、自らこうした課題解決を進めていくことが望ましい。そして、新興国知財庁において、データ整備やデータのオープン化が進めば、新興国知財庁の特許情報を求める我が国ユーザーも正確な情報を容易に取得出来るようになる。

そこで、JPO では、新興国知財庁の特許情報普及に関するマインドの向上、ひいては我が国ユーザーの新興国知財庁の特許情報へのアクセシビリティ向上を目的として、WIPO ジャパン・ファンドを活用し、本ワークショップを開催することにした。

第 1 回のワークショップは、2015 年 11 月に ASEAN6 の 6 カ国が参加して開催され、2016 年の開催は 2 回目となった。

4 我が国から WIPO に支出している任意拠出金を元に組まれた信託基金。当該ファンドにより、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 地域の WIPO メンバー途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修生及び長期研究生の受入れ、専門家派遣、知的財産権庁の情報化などの各種事業を実施している。

5 <http://ipsearch.aseanip.org/>

### 3 2016 年のワークショップについて

2016 年のワークショップは 12 月 6、7 日の 2 日間の日程で開催した。

2015 年のワークショップでは、知財庁が享受できるメリットも含めた特許情報普及の全体像が示されており、これにより特許情報の活用や普及の重要性、有効性は参加各庁にも一定の認識がなされていると考えた。そのため、2016 年のワークショップでは、より実務家レベルに内容をブレークダウンして、新興国知財庁に期待されている役割や今後必要であろう施策にフォーカスを当て、参加者により明確なメッセージが伝わるものとなることを目指した。

2015 年に引き続き ASEAN6 の 6 カ国の他、我が国ユーザーからの注目度が高いインド、ブラジルを加え 8 カ国に対して参加を呼びかけた。また、ワークショップの内容を実務家レベルとしたことから、参加者に求める経験について 2015 年以上に限定して、公報発行等特許情報の発信に携わった経験のある者とした。今回は、シンガポールが参加を見送ったため、7 カ国 14 名の参加の下での開催となった。

#### 3.1 JPO の講演

JPO からは、「Roles of IP Offices for PI Dissemination (特許情報普及に向けた知財庁の役割)」と題して講演を行った。

特許情報普及において知財庁が果たすべき役割として、「正確な一次情報の提供」、「タイムリーな情報提供」、「障壁の無い特許情報普及」、「特許情報コンテンツの充実」の 4 つを挙げて説明した。

まず「正確な一次情報の提供」について、各知財庁の責任において発行される公開公報、特許公報等の一次情報は、特許情報の根幹を成すものであって、その一次情報の不正確さは知財庁への信頼を揺るがすものにもなりかねないことを改めて理解してもらい、一次情報の正確さを担保するために JPO が取り組んでいる、出願電子化、発行済み公報の目録 (オーソリティファイル) 作成、及び公報等データのエラー修正のスキームを紹介した。

「タイムリーな情報提供」については、特に審査経過情報のような特許情報は時々刻々と変化するものであって、適時性を失った特許情報は、その価値が大きく損な

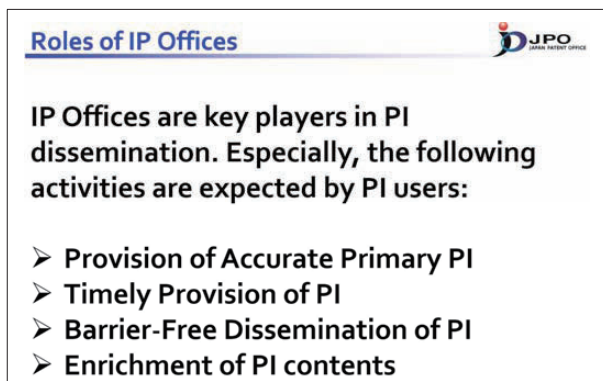


図2 JPOより紹介した「知財庁の役割」

われる点を指摘した。その上で、公報発行が遅延している知財庁があることを念頭に、JPOは、公報発行をインターネット上で行って、迅速な公報発行を実現していることを説明した。また、ワン・ポータル・ドシエ(OPD)<sup>6</sup>を一般ユーザーに提供して、審査経過や審査書類情報がリアルタイムに取得できる環境を整備している点を紹介した。

「障壁の無い特許情報普及」については、現状、公報を有償で発行していたり、公報データの利用（特に民間事業者による利用）を制限している新興国知財庁が多いことを踏まえ、障壁の無い特許情報普及によって知財庁や国全体が得られるメリットを説明した。特に、公報を有償で提供しているケースでは、それが各知財庁の財源となっている場合があり、無償提供に方針転換させることは容易ではない。しかしながら、長期的に知財庁にも財政面での恩恵があることを示せば、そうした方針転換を促すことが期待出来る。我が国では、官民が協力して特許情報の普及を担っていく「ベストミックス」という考え方があることを説明し、民間に特許情報普及の一部を担ってもらうことで、知財庁の負担軽減が期待できることを紹介した。

最後に「特許情報コンテンツの充実」について、新興国は我が国と同様、英語を主要言語としない国が多い点を念頭に、英語による情報発信の重要性を訴えた。JPOにおける施策として、公開公報の英語抄録PAJ (Patent Abstracts of Japan) の発行や、機械翻訳の活用拡大と品質向上、機械翻訳の元となるテキストデータの整備、等を紹介した。

6 IP5の複数庁に出願された同一発明の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステム。2016年7月から一般ユーザーも利用可能となった。

## 3.2 WIPOによる講演

WIPOからは、PatentScope等の公衆向けデータベースの開発を担当されている Mr. Iustin Diaconescu に登壇いただき、「Importance of PI Dissemination (特許情報普及の重要性)」と題して講演いただいた。

WIPOが提供する、新興国向けの庁内手続電子化ツールであるWIPO-IPASや、審査書類情報を共有するシステムであるWIPO-CASE等の話題を交えつつ、WIPOが打ち出している取組“Global Dissemination of IP Data Initiative”について説明いただいた。WIPOも世界各国の知財庁と協力する国際機関として、世界中の特許情報を広く普及させることに腐心しており、新興国が特許情報普及のために保有データをオープンにしていくことに期待を寄せていること、またWIPO自身も各種ツールの利用拡大を図っていくことを通じて、新興国の特許情報普及に協力していく旨の説明があった。

## 3.3 特許情報ユーザーによる講演

新興国データに関心をよせるユーザーの代表として、アジア特許情報研究会の中西昌弘氏にご登壇いただき、「Patent Information on ASEAN6, BR & IN - Investigation for Prevention of Infringement in Developing Countries - (ASEAN6、ブラジル、インドの特許情報—新興国における侵害防止調査—)」と題して講演いただいた。

ユーザーが新興国における侵害調査を行う場合に直面する問題、特に、新興国データの普及が十分に進んでいないため発行された公報類をすべて網羅する信頼性の高いデータベースが存在しないという点が改めて問題提起された。

信頼性の高いデータベースが存在しない点について、参加各庁の公的データベース、DOCDB<sup>7</sup>、民間の商用データベースの収録状況が詳細に示され、参加者からは自国のデータベースの状況について高い関心が示された。

また、分類、キーワードなど、調査に不可欠な検索キーについても各庁の整備状況が示された。

最後に、JPOが提供するFOPISERにおける文献の

7 欧州特許庁(EPO)が提供するデータベース。日本を含む世界各国/機関から収集した書誌情報等を含み、民間の商用データベースにおいても広く利用されている。

収録状況が紹介され、参加者に対し、新興国の知財庁が JPO とのデータ交換を更に推進し、日本のユーザーに新興国データを有効活用する環境が提供されることを期待する旨のメッセージが送られた。

### 3.4 商用データベース事業者による講演

新興国データを利用し、特許情報サービスを提供する民間事業者を代表して、日本パテントデータサービス(株)(JPDS)の早川浩平氏、佐藤裕哉氏から「Example of Utilization of Patent Information and what users request IP offices to do (特許情報の活用例とユーザーが知財庁に要望すること)」と題して講演いただいた。

冒頭で、JPDS によるサービス紹介を通じて、我が国においては民間事業者が知財庁より提供される情報を活用して、高付加価値の特許情報検索サービスや分析サービスなどを展開し、高度化多様化するユーザーニーズに答えていることが説明された。続いて、民間事業者がこのような高付加価値のサービスを展開するにあたって、知財庁に対しては、正確な一次情報の提供、公報情報のみならず出願経過情報など知財庁が保有する多様なデータ提供、言語の壁を緩和するための翻訳データの提供、等を期待している点が述べられ、最後に、知財庁が提供するデータを活用して、民間事業者も特許情報普及に協力していく立場であることが説明された。

### 3.5 参加各庁の取組紹介

本ワークショップでは、参加各庁からも、現状の特許情報普及活動、及び今後の特許情報普及の方向性について、プレゼンテーションをしていただいた。

これまでの各方面からの働きかけもあって、参加各庁の中に、特許情報普及について何ら手を打っていない、といった状況は見られず、着実に特許情報普及のマインドは定着していると感じられた。具体的取組としては、特許情報検索の Web サービスの構築の他、調査や分析、コンサルティングといった施策に取り組んでいる知財庁が比較的多かった一方、一次情報の整備や、データのオープン化等への言及は無く、特許情報普及が若干表面的に捉えられている印象を受けた。

### 3.6 所感

今回のワークショップは、参加者を特許情報普及に関わったことのある者に限定したこともあり、実務的な内容についても関心を持って聴講していただき、第2回目としての狙いは概ね達成出来たものと考えている。

一方、参加各庁の取組を聞き、データ整備などが十分に進んでいない中で、調査や分析、コンサルティングなどユーザーに近いサービスの提供に注目が集まってしまっていることについては、若干危機感を覚えた。

調査や分析にしても、その元となるデータの正確性や網羅性が担保されなければ、全く意味のないものになる可能性もある。また、新興国知財庁の限られたリソースの中で、調査や分析に関するユーザーニーズにどれだけ応えられるかも疑問である。今回のワークショップでは、データ自体の重要性を多方面から訴えかけたつもりである。今回のワークショップを一つのきっかけとして、今後新興国知財庁が、一足飛びではなく、着実に特許情報普及を進めていくことを期待している。

## 4 おわりに

本ワークショップでご講演いただいた中西氏、早川氏、佐藤氏には、ご多忙中のところご対応いただいただけでなく、JPO による特許情報に関する対新興国施策を支持する旨、心強いメッセージをいただいた。

また、本ワークショップの開催にあたっては、参加者の募集から会場運営、参加者の滞在サポートに至るまで WIPO 日本事務所の皆様に多くのご支援をいただいた。

本ワークショップにご協力いただいた関係者の皆様はこの場を借りてお礼申し上げます。



参加者の集合写真